

島田市立大津小学校 いじめ防止基本方針

基本方針

- いじめは教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であるという視点を持ち、教育活動を行っていく。
- いじめは、人間として絶対に許されない行為であるという認識を子供に育み、徹底させていく。
- 「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる」という観点から、学校・保護者・地域が一丸となって、子供を育み抜く体制を整えるように努めていく。
- 子供が「楽しい」「わかった」といえる授業を展開し、子供の自己有用感、自己存在感を育てていく。

【保護者・地域との連携】

- 保護者面談や学級懇談会等により、家庭や地域での子供の様子をつかむ。
- 学校だよりや学年だより、学級懇談会などの場を活用し、家庭と学校との共通化を図る。
- 教育相談日を設け、直接顔を見て話し、保護者との連携を図る。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 担任一人で抱え込むことなく、チームで対応する。報告・連絡・相談を密にし、よりよい方策を皆で考え、全教職員で子供を見守る。(職員会議、教務会、心づくり部会において子供の様子を共通理解し、指導にあたる。)
- 生徒指導研修を行い、いじめ防止のための資質の向上を図っていく。

【関係機関等との連携】

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに定期的に学校全体の様子や子供の様子を観察してもらい機会を設け、助言をもらう。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えたケース会議を行う。
- 必要に応じて、関係他課と情報共有をする。

いじめ対策委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・PTA 会長・学校運営協議会委員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

全教職員

【未然防止】

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書・体験活動の推進により、いじめに向かわない態度や能力を育てていく。
- いじめの問題について学び、そうした問題を子供が主体的に考え、子供自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- 自分・友達のよさを認め合う場をもち、温かな人間関係を築き、自己肯定感や自己有用感を高めていく。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める
- 子供の個性や人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりをする。

【早期発見】

- 年3回の定期的な「学校生活アンケート」を実施すると共に、学年の実態に応じて調査を随時行い、いじめの予兆を把握するようにする。
- 日々の子供の様子を丁寧に観察し、日常の小さな変化も見逃さないように子供の声を傾聴する。
- 教職員で子供の情報を共有し、皆が担任という意識で児童に関わる。
- 家庭学習カードや連絡帳などを通じて保護者と日頃から連絡を取り合い、家庭と連携して子供を見守る。

【早期対応】

- 発見・通報を受けた場合、直ちに報告する。(別紙参照)当該児童から即時話を聞いて事実の確認をし、いじめられた子供や知らせた子供の安全を確保するなど適切な支援を行う。いじめた子供や周囲の児童に対しても、丁寧に指導する。問題解消、再発防止、人間関係の再構築に努める。
- 情報を全教職員、保護者と共有し、途中経過も伝えていく。状況に応じて専門家などの協力を得る。

【継続支援・重大事態への対応】

- 安心して学習活動等に取り組むことができるように、いじめられた子供やその保護者を支援していく。いじめた子供に対して指導をし、その保護者への助言も複数の教職員で継続して行う。周囲の子供に対しても指導する。
- 学校運営協議会で、いじめ防止の話題を取り上げ、重大な案件があれば即時対応できる体制を作っておく。
- いじめ行為について、いじめ対策委員会で調査を行い、市教育委員会に報告する。市教育委員会の指導のもと、所轄の警察署に通報して連携を図り、対応する。